

各 課 等 の 長 様

総 務 部 長

令和5年度予算編成方針（依命通知）

令和3年度決算は、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況にある中、ウィズコロナに向けた市民生活支援や地域経済対策の実施に加え、大雪による除排雪経費の増など臨時的な歳出があったものの、感染拡大の影響により大きく落ち込むと見込んでいた税収が平年並みであったことや地方交付税が大幅に増加したことなどから、実質単年度収支は予想を超えて黒字となり、経常収支比率も平成15年度以来18年ぶりに90%を切る良好な決算となった。

しかしながら、この状況は普通交付税の追加交付が行われた令和3年度限りのものであり、本年2月に公表した「今後の財政見通し」では、令和4年度から令和7年度まで実質単年度収支の大幅なマイナスが続くものと見込んでいる。また、広く世界に目を転じると、ロシアによるウクライナ侵攻は、国際社会へ大きな衝撃を与え、市民生活や企業活動にも大きな影響が出ており、これらの対策は喫緊の課題となっている。本市においても物価の上昇や経済活動の停滞などにより、更に厳しい財政運営になることが予想される。

先行きの不透明感が増す中で、令和5年度も引き続き状況に応じた新型コロナウイルス感染症対策や物価高騰対策を実施しながら、統合中学校の整備やコミュニティセンターの建替などの「米沢市まちづくり総合計画」第4期実施計画に掲げた施策を着実に推進していくためには、既存事業の廃止を含めた抜本的な見直しや更なる歳出削減と財源確保を図り、中長期的に健全で持続可能な財政を維持していく必要がある。

これらの状況を職員一人ひとりがしっかりと認識した上で、前例踏襲から脱却し、「最少の経費で最大の効果」を挙げるという行政運営の基本の下、斬新かつ柔軟な思考と創意工夫をもって、令和5年度の予算編成に当たるよう命により通知する。

令和５年度予算編成要領

１ 基本方針

（１）新型コロナウイルス感染症対策及び物価高騰対策への対応

新型コロナウイルス感染症対策やエネルギー・食料品等の物価高騰対策にあつては、事業効果等を十分に検証した上で、真に必要と認められるものだけに限り要求を認めるものの、国の臨時交付金が継続される場合など、その交付対象や使途に適合した国の財政措置がある場合に、その財源を活用して実施することを原則とする。

なお、現時点で令和５年度以降の国の支援のあり方が未定ではあるが、当初予算で要求しようとする場合には、国の動向を注視しながら、必要性や事業効果を十分に検証すること。特に、これまでに実施してきた事業（補助率の上乗せ等を含む）については、その事業効果を再度十分に検証した上で、真に必要と認められるものだけに限り要求を認める。

（２）第４期実施計画登載事業の推進

「米沢市まちづくり総合計画」に掲げる本市の将来像を実現するため、第４期実施計画登載事業については、査定結果に付された条件を踏まえ、再度内容の精査を行った上で予算要求すること。実施しないとされた事業の復活要求は認めない。また、実施計画登載後の状況等の変化により、計画変更や事業費の修正が必要な場合は、十分に精査した上で要求すること。

なお、実施計画登載事業にあつても、新型コロナウイルス感染症対策や燃料費や光熱水費等の増加を含めた物価高騰対策等の財源確保の観点等から、事業の先送りや縮小・廃止を含めた検討を行った上で要求すること。

（３）行財政改革の取組の強化

中長期的に健全で持続可能な財政を維持するため、「米沢市財政健全化計画」に掲げていた施策は継続して実施するとともに、新たな歳入の確保に加え、既存事業の見直しをさらに進めること。なお、令和５年度は枠配分（マイナスシーリング）の設定を行わないが、効率的・効果的な事業の展開を十分に検討し、施策・制度の抜本的見直しや優先順位による事業の取捨選択を積極的に行った上で、適正な予算要求を行うこと。見直しに当たっては、職員の人件費も事業コストとして考慮し、継続的に実施してきた事業は効果や必要性を十分に検証し、所期の目的を達成した事業については、廃止を前提に検討すること。

2 重点事項

（１）議会等からの提案や意見への対応

議会からの意見、要望については、財政課が取りまとめて庁内の情報共有を図っているが、それに加え、市民等からの意見、要望についても内容を適切に把握した上で対応を検討し、新たに予算措置が必要な場合は、適正な予算要求を行うこと。

（２）予算見積りの精度向上

予算見積りに当たっては、過去の実績や制度改正、対象者数の増減などを的確に把握して論理的に積算すること。特に、多額の不用額が生じている事業は、不用額が生じた要因を分析し、本年度の執行状況や決算見込みを考慮した上で、予算要求を行うこと。なお、増額要求する場合は、その理由を論理的かつ合理的に説明し、要求書や資料に必ず記載すること。理由等説明のない要求は認めない。

（３）先進事例の活用

他自治体の先進事例を幅広く研究し、行政のデジタル化、PPP・PFIなどの民間活力の活用、企業版ふるさと納税の活用拡大、クラウドファンディング、ネーミングライツの導入、広告収入の拡大、遊休資産の売却活用等の新たな施策に積極的に取り組み、将来的な財源の確保と事業の効率化を図ること。そのために必要な経費については、優先的に予算計上する。

（４）財源の確保

執行段階で補助金等が確保できないといったことがないよう、国や県、その他の補助制度の内容を詳細に確認した上で予算要求を行うこと。また、各自治体に共通の課題であり、補助制度の構築が必要と考えるものについては、国や県に対し制度設立の要望を行うなど、財源の確保に努めること。さらに、超過負担が発生しないよう、予算総額の確保をはじめ、実施単価と補助基準単価との乖離是正等を国や県に働きかけること。

（５）施設の安全かつ適切な維持管理

施設の点検結果等により市民の生命や安全に関わる瑕疵が発見された場合は、その緊急性を勘案して適切に予算要求するとともに、特に緊急性が高い場合は、年度内の予算措置を含めて速やかに財政課と協議すること。なお、公共施設の大規模改修については、個別施設計画または実施計画への登載事業を除き原則として予算要求を認めない。

(6) 通年予算としての当初予算

年間の需要額を適切に見込んだ通年額として予算要求を行うこと。年度中途の補正は、制度改正に伴うものや災害対応等の緊急を要するもの、真にやむを得ないもの以外は要求を認めない。

3 今後のスケジュール

予算編成方針通知	10月12日(水)
各課等予算要求書提出期限	11月11日(金)
各課等第1次内示	12月1日(木)～ 随時
財政課長査定	12月12日(月)～ 12月22日(木)
総務部長査定	1月10日(火)～ 1月12日(木)
市長査定	1月18日(水)～ 1月20日(金)
議会内示(新年度予算説明)	2月8日(水)

※ 上記は予定であり、決まり次第別途連絡するものとする。また、特に総務部長査定以降において、日程調整がスムーズに行われるよう、部課長が揃う日を予め調整しておくこと。